

前橋市一般職の職員の給与に関する条例の改正について（議案第25号）

職員課

1 改正の理由

県の職員に準じ、獣医師に初任給調整手当を支給するため、所要の改正を行う。

2 主な内容

獣医学に関する専門的知識を必要とする職に新たに採用された職員に対し、月額3万円を超えない範囲内の額を初任給調整手当として支給することとする。

3 施行期日

令和2年4月1日